

するに至らねば眞に人格を完成せしむることが出来ないのである。グリーンが言ふたやうに、人格とは實に社會の完成を含む己れ自身の完成を求むる所の能力即ち社會の完成と己れ自身の完成とを一致せしむる所の能力であるのであるから、正義の恢復されぬやうな、社會の安寧の保護されぬやうな、罪惡を畏怖せざるやうな、不公正の蔓こつて居るやうな社會を現出せしむることによりて眞の人格完成を望むことは到底出来ない。今左に参考までに本書改訂前の私の懐いて居つた刑罰論を述べ、又今の私の刑罰論と主眼點に於て一致する所あるソロヴィオフの刑罰論を抄録すること、しよう。改訂前の『倫理學演義』中には次の如く論述して置いた。

罰といふことは決して個人對個人の事柄ではない。社會の正義を破りたる者を、社會が制裁することである。正義の恢復と云ふことが罰の本質である。然るに罰に關して古來色々の説があつて、中には此の趣意に一致せざるやうなものがあるから、それにつきて簡單なる評論を下して見たいと思ふ。罰に關する説を凡て四種類に分つことが出来る。第一は報復説と云ふのである。之は個人對個人の事柄として罰の意味を解釋しようとするものである。或人が他人から或る害を受けたとすれば、それと同じ程度だけの害を仕返しすると云ふのが罰の趣意であると云ふやうに解釋する。例へば、甲が乙の左の頬を打つたとすれば、その打たれたと同じ位な痛さを生ずるやうに乙が甲の左の頬を打ち返すといふ如きが罰の本旨であるとする。即ち復讐的活動と見るのである。昔しから普通に所謂復讐なるものは敵手より受けたと同じだけの害を仕返して居らぬ。赤穂義士の復讐や其他の如き、其受けた害と

報復説

保護説

仕返しをした害とは大いに其の程度を異にして居るけれども、之は此報復説の趣旨とする報復の變態である。報復の本來の趣旨は同じ程度の害を仕返しするといふことにあるのである。ところで、此仕返しをするに就ては、仕返しをするだけの實力を有つて居らねば駄目である。左の頬を打たれたから、敵手の左の頬を打ち返してやらうと出掛けて行つたところが、却つて、あべこべに右の方の頬を又々打たれて來るといふやうなことになるが大變である。そこでどうしても報復の實行を期する爲めには、自分にそれだけの實力のない時には、他の實力ある者に頼んで代りになつて仕返しをして貰ふと云ふ必要が起る。常陸山のやうな力の強い者に頼んで仕返しをして貰ふといふ如きことになり、さうして、頼んだ人に御禮を持つて行くと云ふことになる。然し、一々さう云ふことを多くの人が爲すといふのも面倒な話である、報復と云ふことは政府に實行して貰ひ、其時々に一々御禮をする代りに租税と云ふものを出さうではないかと云ふので、遂に今日の罰の制度の如きものが起つて來たと解釋するのが報復説の主張である。けれども、之は罰を以て個人對個人の事柄と見て居るので、社會の意志を代表して正義の恢復を爲すといふ趣旨からは甚だしく遠ざかつて居つて、言ふまでもなく謬りたる解釋である。それから第二に保護説と云ふのがある。之は、罰は社會の安寧を保護する爲めに行ふものであると云ふ説である。言換へれば、何故に罪人を罰するかと云へば、罰せずには社會に對して危険であるから、其危険を防ぐ爲めに罪人を罰し、依つて以て社會の安寧を保護するのだといふのである。之は一應尤もであるが、然しながら能く考へて見ると、若し此保護説を正しいものとす

れば、如何なる罪惡を犯したとしても、さういふことを再びするの虞はない随つて社會に對して最早危険がなことが明かならば、罰するに及ばぬ無罪放免にすべしと云ふことになつて來るのである。正義の上から見て、どうしても罰せなければならぬ罪惡も、保護説の見地から見て危険が伴はないとすれば罰するには及ばぬと云ふことになる。例へば妻を殺したと云ふやうな人があるとすると、夫婦と云ふ特別關係が専ら原因となつて殺すに至つたと假定する、さう云ふ場合には、妻を殺せしものを罰するに及ばぬといふことになる。なぜならば、彼と夫婦の關係を有つて居るものはもうないからである。即ち同じやうな罪惡を犯す虞が最早やないのであるから、之を罰するに及ばぬと云ふ事になる。然しながら、若し其男が再び妻を娶ると云ふことになり、今晚結婚式が擧げらるゝといふやうな時には須らく踏込んで行つて之を捕縛して監獄に入れて仕舞はねばならぬと云ふことになる。又親子といふ特別の關係が本となつて親を殺した者があるとすればどうなるか。兩親を殺したものであれば、もう親子と云ふ關係は他にないから罰するには及ばぬといふことになる。一人の親を殺したならば、もう一人親があるから、事によると又之を殺すといふ危険がある故に之を罰する必要があるが、兩親を殺してしまへば無罪放免といふことになるのである。正義の上から見て決して承知の出來ない所置といはねばならぬ。之に反して窃盜などといふものは常に危険である。何時又同様の犯罪をなすか分らぬ。一生涯危険である。それ故に之は終身禁錮に處すべきであると云ふことになる。兩親を殺せしものが無罪放免で、窃盜罪は終身禁錮と云ふことになつては、道理も何もあつたものではない。正義の

感化説若くは改善説

恢復と云ふ方から見れば、さう云ふことは決して許す譯には行かぬ。兩親を殺したものに對しては天下の者が皆一樣に公憤するのである。窃盜罪以上に憤り極悪非道の者としてこれを制裁せんとするものが正義の要求である。唯だ危険であるとかないとか云ふ事だけを以て論ずるといふと、往々にして斯かる謬論に陥るのである。注意しなければならぬ。第三には感化説或は改善説と云ふのがある。何故に罪人を罰するかと云ふと、罰することに依つて罪を自覺せしめ且つ罪を悔ひ改めさせて再びさう云ふ悪い事をなさぬやうな善良なる人たらしむると云ふのである。之は極めて殊勝な目的に基けるもので誠に結構なことである。けれども、唯だ感化とか改善とかいふ事のみを罰の趣旨とするのは、正義の點から見て甚だ不都合なる事となる場合があるのである。如何なる罪惡を犯した者でも、其瞬間に心が翻然として一轉し、全く前非を悔ひ改めて二度とさう云ふ悪いことは爲しさうもないほどになつたとするならば、最早や罰するには及ばぬと云ふことになる。親を殺したとかいふやうな大きな悪い事をしたものになると随分心機一轉して悔悟することがあるのである。さう云ふものは其瞬間無罪放免の恩典を與ふべしと云ふことにならねばならぬが、正義の恢復と云ふ點から見ると、さう直ちに放免するといふ譯にゆかぬのである。それから第四の説として威嚇説と云ふのがある。何の爲めに罪人を罰するかと云ふと、其罪人を罰することに依つて他の人々を威嚇する爲めである。悪いことを爲すとあゝいふひどい目に逢ふから悪いことは爲さずに置かうといふやうに、他の人を威嚇して惡を爲さざらしめようとするのである。之も一應道理あるやうに思はれるが、威嚇を罰の中心目的とする

威嚇説

のは宜しくない。罪人の上には考を向けないで、否寧ろこれを犠牲にして威嚇の目的を達する手段に供しようといふのである。敵本主義の刑罰論である。罪人はどうでも構はない、どんなに罰しようと構はない、其罰することに依つて他の者を威嚇するを得ばそれで宜いとするのである。目的は他にあり、罰することそれ自身に目的を置かない。威嚇が利くか利かぬかと云ふことが主要の問題となるのである。さうなると、竊盜でも何でも、殺人罪と同じやうに磔刑にでも處して、威嚇の目的に適するやうにすれば宜しいといふことになる。けれども、此の如きは正義の上から見れば甚だ不都合である。何處までも正義の恢復といふ趣旨に従つて罰すると云ふことが必要で、さういふやうに罰することが同時に他の者を威嚇することになるといふのが宜しいのである。罰することが威嚇にならないで罪惡の奨励となるやうでは、固より宜ろしくない。けれども威嚇といふことの爲めに、正義に背いてまでも罰を悪用してはならないのである。

要するに、上述の如く四種の説があるが、何れも正義の恢復と云ふことを中心目的として居らざる限り不都合なるものである。けれども、此四つの説にはそれぞれ一面の眞理は含まれて居る。報復説では、罪の程度と罰の程度とが正しき割合に於てあらねばならぬとする所に眞理がある。犯せる罪惡と科せらるゝ制裁との程度が同等でなければならぬとするのは何處までも参酌すべき價値ある點である。輕き罪惡を犯した者は輕く罰し、重き罪惡を犯した者は重く罰すると云ふ事にならねばならぬ。又第二の保護説にも一面の眞理が含まれて居る。社會の安寧を保護すると云ふことが罰の目的の中に含

四説にはそれ
ぞれ一面
の眞理あり

まれて居らなければならぬのである。然しながら、それが中心目的ではない。中心目的は何處までも正義の恢復にあるのである。さうして同時にそれに依つて社會の安寧を保證するといふ事になつて來なければならぬ。又感化改善説についても同様のことが言へるのである。罰の中心目的は何處までも正義の恢復にあるのであるが、同時にそれが罪人を感化し改善させることに助けとなつて居らなければならぬ。感化改善といふことは道德上殊に大切な目的である。又第四の威嚇説についても同様で、正義の恢復を中心目的として罰する、さうしてそれが又同時に他の者に對して威嚇となるといふことが望ましいのである。要するに、罰の本旨は何處までも社會の精神を代表して其社會の標準に背いた罪人に制裁を與へることにあるので、其根本義は正義の恢復にあることを忘れてはならぬ。

前述の如く私は以前には正義の恢復といふことを以て刑罰の本質であるとなしたのであるが、今日にては人格完成といふことを以て其の本質であると認むるに至つたことは既に論述せし如くである。さうして人格完成説を力説したものにソロウイオフがあるのであるが、其所説中の重要な點を茲に紹介することゝしよう。

或る人が他人を害する時、これが目撃者は、若し道德的見解を取るならば、第一にはその被害者を保護しようとし、第二は加害者をして其非を悔悟せしめようと欲する。此の二つの衝動は同じ道德的源泉を有して居る。(即ち人格の尊嚴性に對する尊敬であつて、心理的には同情若くは思遣りの感情に基けるものである)。吾々は肉體的及び精神的に苦しむ人に對しては直接に同情を経験する。彼が

加害者の権利

多少明かに意識して居る精神的苦痛は人格の尊厳性が被害者に於て侵害されたといふ事實に存する。被害者に於ける人格の尊厳性の斯かる外的侵害は加害者に於ける人格の尊厳性の内的下落と必然的に關係して居る。兩者の場合に於て、人格の尊厳性は立て直ほさるべき必要がある。被害者に對する吾々の感情は、心理的には、加害者に對する吾々の感情とは非常に異つて居る。即ち前者は粹純な同情で、後者に於ては憤怒の情と道德的義憤とが勝つて居る。然し、道德的たるためには、其憤怒は加害者に對する不正義となつてはならぬ。加害者の人格としての權利の否定となつてはならぬ。加害者は吾々の保護を得べき權利があり、又加害者は吾々によつて再び理性的にせしめらるべき權利を有する。然し此の兩者の道德的基礎は理性的存在物に於ては同一である。即ち吾々人間の有する人格の絶對的價值若くは尊厳性である。これを吾人は自他の區別なく認めなければならぬ。犯罪の場合に起る人格の二つの侵害(即ち被害者及び加害者の人格の侵害)は、心理的表現は異り相反することすらあるに拘らず、二つの場合に於て、本質的に同一の道德的反應を吾々の心に惹起させる……。勿論被害者は強く又直接的な同情の感情を吾々に刺戟する。然し一般的に云へば、加害者は一層大なる同情を吾々に喚起せしむべき筈である。何となれば、加害者は内的に彼の道德的尊厳性を失ふからである。それは兎も角道德的原理は、兩者の場合に於て侵害された規範を立て直ほすことに於て吾々の助けを受ける當然の權利を彼等が有することを吾々が認むべきことを要求する。犯罪の場合即ち人間が人間によつて侵害された場合、吾々が加害者並に被害者に對して道德的態度を執るべきことを要求する道德

報復説と口頭的説論説

的原理よりの斯かる演繹は未だ普遍的には承認せられて居ない。大多數の者は被害者の權利のみが保護されるべきもの、又復讐せらるべきもの、如く考へて居る。不正行爲者若くは犯罪者は、一度有罪と決定せられたる際には、彼等は實際は兎も角も其の不正行爲者若くは犯罪者を權利なき消極的な刑罰の對象と看做した。それが直接に道德原理に反對し又進化した人間の感情と一致しないことは、現代に於て勢力を得るに至つた極端な反對の見解を説明し又心理學的に辯疎するものである。此の見解は口頭的説論に依つて悟りを開かせらるべき加害者の權利を承認し彼に對する脅迫を許さぬことになる。さりながら、斯かる見解は、實踐的に被害者若くは害を被る社會より保護を受くべき權利を不當に奪ひ取ることになる。彼等の安全は唯だ説論の成功に依存するだけのことである。即ち全く覺束なきものに依存する譯である。予は是等の相反する説を論究しようと思ふ。簡約を重んじて、予は前者を報復説と名づけ後者を口頭的説論説と呼ぶことにする……。野蠻人と雖も獨り孤立しては存在しない。必ずや或る社會的集團に屬して居る。従つて彼が敵と出會ふ時は、事件は單に一騎打ちでは済まない。即ちその社會的集團の一員に加へられた殺害若くは侵害は全體としてのその集團によつて感ぜられ、集團全體の中に怨恨の感情を喚起するに至る。其感情は被害者に對する同情を包含する限りに於て吾々は其感情に道德的要素の存在を認めるが、勿論主要なる原因は蜂又は他の社會的動物間に於けるやうな集團的自己保存の本能にある。集團の一員を保護することに於て實は種族若くは氏族はそれ自身を保護して居る。又團體の一員の復讐は總て集團自身の復讐である。然し同じ理由に於て、侵害者も

亦彼の種族若くは氏族によつて保護されて居る。斯くて個人間の單なる争闘は全集團間の戦争にまで發展する。……然し此時代に於ては、犯罪及び刑罰の觀念は少しも存在して居ない。即ち加害者は復讐せらるべき敵であつて、刑罰に處せらるべき犯人ではなかつた。……國家の成立と共に變化が起つた。多數の氏族や種族が何等かの理由のために多少一定の權力を有する共通の指導者を選択しその共通の指導者の下に統一を強ひらるゝに至つて、彼等はその獨立を失ひ又流血的復讐の權利を失ふに至つた。……氏族若くは種族の如き小さな社會集團に於ては、その成員は個人的に御互を知ることが出来たので、各自は全體のため、全體は各自のためのものであつた。然し國家に於ては、無數の人を包含し部分と全體との間の具體的個人的關係は不可能となる。明確な區別が私的利害關係と公的利害關係との間に生じて來、又それに照應する權利間に生じて來る。現代の法律的概念に反して、未開時代に於ては殺人盜奪虐待等は私的權利の侵害として取はれて居た。血族的集團の階段に於ては、總て斯かる犯罪は團體の利害關係に直接に影響するものと見做された。さうして全氏族は罪人及び彼の緣者に復讐した。然るに一層廣い政治的合同が形成された時、血族對血族的復讐の權利と義務とは氏族から取除かるゝに至つた。政府と法律との源泉たる新しい當局は人民を保護するため、其無數の人民の利害關係に直接に關與することが出来ない。國家の首腦者は氏族の酋長の如く行爲し又感ずることが出来ない。……自由人に對する侵害暴行又殺人に對してさへ犯人若くは彼の親戚は被害者なり彼の家族に代償金を支拂ふことになり、さうして其金高は相互の同意によつて決定されるやうになつた。

國家の成立
と刑罰

……血を見る如き復讐の私的權利を禁止するためには國家はそれを公約權利としなければならぬ。……各自由人は公民となり、即ち彼の安全を保護する國家の成員となる。此の安全の侵害は國家自身の權利を犯すもの及び社會全體に對する敵對行爲と見做されることになる。生命と財産とに對する加害は最早や私的犯罪としてさなく國家の法律の侵害と解さるゝに至つた。……現今の法律上の刑罰は流血的復讐の原始的原理の歴史的變容なりといふ意味に於て、報復主義は歴史的根據を有して居る。當初は犯人は彼が侵害した氏族の前には人間としての總ての權利を失つた。今や國法違反の廉で彼に復讐する國家の前には彼は權利なき刑罰の主體となるに至つた。相違の點は、氏族時代に於ては復讐の行爲はそれ自身極めて簡單に完成されたといふ事實にある。即ち侵害者は大の如くに殺された。然しその結果は極めて複雑であつた。さうして絶えざる異氏族間の戦争の形式を取つた。之に反して國家に於ては、報復行爲は徐々に又凡ゆる種類の形式で行はれたが、更に何等の紛擾も起らなかつた。何となれば國家の權力の前には抵抗する力を有するものがないからである。然し法律上の處刑は流血的復讐の歴史的變容であるといふ事實は、復讐の觀念即ち惡に對して惡を以て報ひ若痛に對し苦痛を以て報ひよといふ觀念によつて犯人に對する吾々の態度を決定することを認容するものであらうか。……多數の哲學者及び法學者は報復説を擁護せんがために尙依然として空論を主張して居る。……然し問題は大なるものなるが故、斯かる似而非的議論の反駁も亦當然此處に陳述されなければならぬ。犯罪は權利の侵害である。侵された權利は恢復されねばならぬ。一定の法律に従ひ當局によつて行はれ

た刑罰即ち犯人の権利の同程度の侵害は最初の権利侵害を平衡にし、斯くて侵された権利が立て直はされるのである」といふ此の似而非的議論に於ける権利といふ言葉の意義は何であるか。具體的な権利は常に或るもの、権利である。然らば此處では何人の権利に關係して居るか。先づ第一にそれは明かに被害者の権利である。平和なる羊飼アベルは勿論生存の権利及び人生の凡ゆる善きことを享樂する権利を有して居る。然し悪人のカインは彼を殺害して此權利を彼より奪ひ取つた。侵害された権利は恢復されねばならぬ。斯くする爲めに當局は殺害者を絞首の刑に處する。然し此事が果してアベルの生きる權利を立て直はすか。何人も殺害者の處刑は犠牲者を蘇生せしむるものと認めざるが故、此場合權利といふことは被害者の權利でなく他のもの、權利を意味するものと解さなければならぬ。國家が犯罪によつて侵害せられたる權利の主體でなければならぬ。法律の侵害(殺害)は國家の權利の侵害を意味する。殺害者の處刑は國家の權利と法律の尊嚴性とを立て直はすのである。被害者の權利を立て直はすのではない。……犯罪は皆な法律に反抗せる意志を豫想する。故に此點より、總ての犯罪は論理的に同一の刑罰を必要とせねばならぬ。然し異なる犯罪に對する刑罰の差異は總ての法典に存する。而してそれは罰すべしとの一般原理に加ふるに明かに此の犯罪には此の刑罰といふ特殊な關係を決定する或る他の特殊の原理を豫想する。報復説は、特殊の犯罪的行爲によつて侵害せられたる權利はこれに對應する若くは同等の行動によつて立て直はされるといふ事實、例へば殺人者は殺害されねばならぬといふ事實に此の關係を發見する。然し眞の對應若くは同等などいふものは決してあり

報復説の謬

否定の否定

得ない。最も有名な報復説の主唱者は次の如く思惟して居る。權利はプラスを意味する、權利の侵害はマイナスを意味する。若し犯罪の形式に於てマイナスが起つたならば、それは刑罰の形式に於て同等なマイナスを喚起しなければならぬ。即ち若し人が生命を奪はれた時は加害者の生命は奪はれなければならぬ。斯くて否定の否定即ちマイナスのマイナスは肯定的状態即ちプラスを取り戻す、即ち權利を立て直はすことになる。換言すればマイナスにマイナスを乗すればプラスとなると考へて居る。然し斯かる考へを眞面目に取ることは困難である。……若し人間の惡意志の衝動がマイナス若くは否定的ならば即ち道德規範の否定ならば、斯かる衝動を抑壓せんとする反對の行動は實に否定の否定であらう。而して其結果は肯定的であらう。プラスであらう。同様に若し惡意志の表現としての犯罪が否定的ならば犯人の悔悟は否定の否定であらう。而して其結果は再び肯定的であらう。即ち彼の道德的再生であらう。然し犯人の處刑は明かに斯かる意義を有つて居らない。犯人の處刑は彼の犯罪を否定するものであると主張することが出来ない。……犯人の處刑は必ずしも犯人の惡意志を否定しない。……犯人の處刑によつて否定せらるゝものは彼の惡意志ではなくして人生の積極的善(彼の生命といふ如き)である。これは又もう一つの新しき否定であつて、否定の否定ではない。二つの否定の單純なる繼續は肯定的なるものを持來たさない。二つのマイナスがプラスとなるためには一を他の次に置くだけでは充分でない、兩者を乗せねばならぬ。然し犯罪に刑罰を乗ずるといふことには何等の意義もない。……僅かの例外を除いては報復説は現今の刑法に何等の關係もない。嚴密に言へば報復説の

威嚇説の謬妄

適用せられて居る場合は唯だ殺人に對する死刑の場合のみである。犯罪と刑罰との同等の根跡を見出すことは甚だ困難である。……刑罰は非人道的に過酷でもあり得べく若くは極端に寛大でもあり得るのである。……威嚇説は道德的立場から見ても不都合であるのみならず、功利的及び經驗的立場から云ふても確實性を有するものといふことが出来ない。云ふまでもなく、恐怖は重要な人間の本能であるには相違ないが、人間に取つて決定的意味を有つて居らぬ。自殺者の數が永久に増加する傾向のあることは死それ自身は何等の恐怖心をも起さしめぬことを證明して居る。永い間の檻禁若くは懲役はそれ自身に於ては極めて恐ろしいことかも知れぬが、直接的威嚇の效力を持つて居ない。……予は此處では刑罰の原理としての威嚇に關して居るのであつて、自然に犯罪を取扱ふ方法に伴ふ心理的事實としての威嚇に關して説いて居るのではない。道德の原理は、人格の尊嚴性は總ての人間の場合に於て尊敬せられなければならぬといふことを要求し、従つて如何なる人も單に他人のための手段若くは道具とせらるべきではないといふことを主張する。然るに威嚇説によれば、刑罰を受くる犯人は他者を威嚇する手段と見做され及び公衆の安全を保護せんがための單なる手段と見做されて居る。即ち彼と關係なき目的の手段となるのである。此の事は道德の無條件的原理に直接に反することである。……最も徹底せる形の報復説と威嚇説とが近世の刑法より除去されたといふことは、別の道德的見解が此の範圍に透徹し其處に著しき進歩を見るに至つたことを立證するに充分である。……而も歐洲や米國の刑罰體系は今猶ほ報復説と威嚇説との死せる遺物とも云ふべき多くの不必要な無法と殘酷とを保

合理的説論の謬妄

持して居る。總ての斯かる殘忍は道德感情の堪へ得ざる處であつて、犯人に對する吾々の根本的態度に一つの變化を持來すに至つた。被害者に對する同情と彼を擁護しようとする衝動とは吾々をして加害者(犯人)に對して對抗せしめる。然し強い社會が犯人に飽くことを知らざる敵意を示す時、吾々に同情と保護しようとする欲求とを喚起せしむるものは實に犯人其人である。たとへ法律上の理論と實際とが報復説と威嚇説の原理の適用を放棄したとは云へ、彼等は原理そのものを放棄しなかつた。文明諸國に存在する刑罰體系は、一方に於ては是等の價值なき原理と他方に於ては人道と公正の或要求との間の意義なき又生命なき妥協である。吾々の見出すものは何等統一ある思想のない又指導原理のなき古い殘忍の多少柔らげられた遺物である。……從來の殘忍なる態度は良心と睿智とに反感を懐かしめ、道德的感情の反動を惹起した。然し不幸にも此の反動は多くの道德學者を反對の極端に導き、彼等をして刑罰の觀念を拒絶するに至らしめた。斯かる最近の説に従へば、暴行若くは迫害は決して許されない、それ故犯人は單に合理的説論によつて處理せらるべきであるといふのである。此の説の功績は其目的の道德的純粹といふ點に在り、其缺陷は如上の方法に於てはその目的は實現されぬといふことである。犯人に對して消極的態度を執る原理は報復説と威嚇説とを排斥するのみでなく、犯罪を防止し犯人を改善するための方法をも排除して仕舞ふ。斯かる見解に従へば、殺人者が彼の犯罪を續行するだらうことが周圍の事實より明白であつても、國家は殺人者を暫らくたりとも禁錮する權利を持たぬし又犯人を正當の境遇に置く權利をも持たない(たとへ全然それが彼自身のためであつ

たとしても)。同様に私的個人は、殺人せんとするものが彼の犠牲者を目掛けて突進することを力づくで止める権利を持たずして、唯だ訓誡の言葉を彼に與へることが出来るだけであるといふことを主張する。邪惡にして同時に故意の罪を犯し易い人々が合理的説諭の言葉によつて感化せらるゝのは極端に稀な例外の場合のみである。人間の言葉に豫め斯かる例外の力を歸することは病的自負であらう。人間の生命が危機に迫つて居る時、成功覺えない斯かる言葉だけを以て満足することは非人道的である。被害者は、多くの場合喜劇的に過ぎぬ言葉上の世話のみでなく、吾々が彼に爲し能ふ有らゆる救助を受くる権利を有する。同様に又加害者は被害者の災厄以上に彼に取つて大なる災厄たる惡事を止めさせるために吾々が與へ得る有らゆる救助を受くる権利を有する。彼の惡行動を罷めさせた後に於てのみ吾々は安心して彼に諫言を與へることが出来る。犯人が彼の犠牲者を殺害せんため手を擧ぐるのを見て其手を予が捕へるならば、それは不道德的暴行となるであらうか。勿論それは暴行と云はるべきでない。暴行どころか良心の義務である。道德の無條件的原理の要求の結果直接に起る行爲である。或人の殺人行爲を制止することは、殺人といふ惡事を實行することによつて著しく損傷さるゝ當人の人格の尊嚴性を尊敬し又支持する所以である。斯かる暴行(殺人者の手の筋肉と予の手の筋肉との接觸とその必然的結果たる)が不道德の要素を包含して居ると信ぜらるゝのは不可思議の極である。何となれば、さすれば溺れんとする人を水中より引き上ぐる事は不道德となるからである。よし彼が抵抗するとは云へ溺死しようとする人を水中より引上ぐる事は許さるべきことであり、又道德的義務で

人格の尊嚴
性の支持

悪行者自身
の善の爲の
暴行

あるならば、これと同様に假令傷害を伴ふことがあつても犯人を彼の犠牲者から引離すことは、尙更許さるべき事である。吾々の制する犯人がまだ人間としての感情を失つて居なかつたならば、彼は丁度よき時に罪より救はれたことを感謝するであらう。溺れんとした人を水中より引上げられた事を感謝すると同様に、其場合に於ては、彼の受けた暴行は彼自身の默諾を以て爲されたものであつて、彼の権利が侵害されたのではなく、嚴密に言へば、意志に對する何等の迫害もなき故、全然暴行とは認められない。若し犯人が彼の犠牲者の生命を奪ふことを妨げられたのを困つたと感ずるほどに人間の感情を失つたとすれば、斯かる状態に在る人間を合理的説諭の言葉を以て説くことは最も不合理のことであらう。それは泥酔した人に冷水を注ぐ代りに禁慾の效用を説くと同様の愚である。肉體的暴行の適用といふ事實がそれ自身に於て惡若くは不道德的だとすれば斯かる手段を用ふることは假令へ最善の目的の爲めとしても非であらう。即ち目的は手段を選ばずといふ不道德的法則を認むることを意味する。惡を以て惡に抵抗することは非であつて又無用である。罪を犯したからとて惡行者を憎惡し彼に復讐しようとするのは殆んど兒戯に等しい。然し惡行者を憎惡するのではなく、惡行者自身の善の爲めに罪を犯すことから惡行者を制することは惡ではない。筋肉の力そのものには何等の惡もないから、これが適用の道德的若くは不道德的性質は各の場合に於て個人の志向と其の場合の事情とに依存する。眞に他人のために合理的に使用せられた肉體力は道德的にも物質的にも善手段であつて惡手段ではない。又肉體の力を斯の如く應用することは道德原理によつて直接命令せられたことである。若

外科的治療
の如し

し吾々が悪行爲者に對して人格的及び道德的關係を保ち又彼自身の善を思惟するならば、吾々の強行的暴行には何等不道德なことではない。即ち残酷若くは復讐の形跡はない。此の場合に於ては、暴行は恰かも外科的治療若くは危険な狂人の禁錮の如く、吾々が人間を救ふ必然的條件である。道德原理は人間を單に彼自身の善を包含せざる目的の手段となすことを禁ずる。従つて若し吾々が犯人を被害者若くは社會の防禦及び満足のための手段と見做すならば、其動機はたとひ犠牲者に對する非利己的同情と公衆の安全に對する眞の憂慮であるとしても、吾々の行動は不道德である。吾々は犠牲者と犯人との兩者に同情しなければならぬ。而して若し吾々が眞に被害兩者に同情し兩者のためを思ふならば、理性と良心とは吾々に肉體的強制的如何なる形式如何なる程度が必要であるかを告げるであらう。道德問題は結局良心によつて決定される。而して良心は次の二の場合のどちらをより多く非難するであらうか。即ち犯罪を制止することが出来るのに、用のない言葉を言ひながら冷淡に通り返したと或る身體的危害を加へても實際に犯罪を防いだ場合と孰れを多く非難するであらうか。何人も完全な社會には強制が全然ないといふことを知る。然し完全は未だ到達されて居ない。而して悪人や不合理な人を放任させて正常な人々を根絶することは完全な社會を創造する正しき方法ではないことは全く明かである。望まじきことは善の統制であつて惡の自由でない。……吾々は犯罪に對する無關心な態度及びこれに抵抗せざる態度を正當と認むることは出来ない。道德原理は犯罪に對する眞の抵抗を要求し、又道德原理は此の抵抗を社會各員の安全のためのみならず、犯人自身の爲めにも

犯罪の眞實
の最後の
條件

惡意志の外的表現を制限する發動的同情の正當な手段として決定する。斯くて刑罰の眞の概念は多様であるが、加害者と被害者とを含む普遍的な同情の道德原理が最後の條件である。犯罪の犠牲者は保護せられ又出來得る限り賠償せらるべき權利を有する。社會は安全に維持せらるべき權利を有する。犯人は矯正改善せらるべき權利を有する。道德原理と一致せる犯罪の抵抗は實現されなければならぬ。更に角刑罰は是等の三つの權利を等しく實現することを目的とせねばならぬ。個人を保護し公衆の安寧を保護し、又は犯人の將來の幸福を保護せんためには、第一に有罪と決定せられた人は自由を奪はれる必要がある。犯人自身に取つては、自由を奪はれることは特に彼が再考し後悔する機會として、又惡意志の開發の休止として本質的に重要である。……有罪と決定の上は、裁判所は其の罪の性質犯人の責任程度、又社會に彼が將來及ぼす危険の程度を決定せねばならぬ。然し處刑の手段、處刑期間を無條件的に規定することは理性に反することである。取扱の進程と其の方法とは取扱はらるる者に生ずる種々なる變化に應じて異らなければならぬ。……刑罰の眞の概念に於ては、其の積極的目的は犯人に肉體的苦痛を與ふるにあるのではなくして、道德的に彼を人格として完成せしむるに在るのである。此の概念は神學者一部の哲學者又極めて少數の立法者によつて認められて居つたが、多數の立法者と人類學者との間に強固な反對を喚起した。法律方面よりの主張によれば、犯人の人格完成は彼の内的生活への侵入を意味することで國家社會と雖も之を敢てする權利を有たないといふのである。……若し斯かる影響感化が個人の内的生活への侵入として拒否されるならば、兒童の公教育や公立養

育院に於ける取扱も亦拒否される必要がある。又如何なる意味に於て、それは内的世界への侵入といふことが出来ようか。實に犯罪といふ事實によつて犯人は彼の内的生活を現示した。彼は今や感化を必要として居る。徳性を亂すが如き境遇に人間を置く社會の權利を認めても、人間を道德化する状態に彼を置く社會の權利及び本務を拒否するとは特に驚かざるを得ない。

訂改 倫理學演義 終

昭和九年三月十日印刷
昭和九年三月十五日發行

訂改倫理學演義

定價金四圓八拾錢

不許	複製
----	----

3.14

著者 吉田 靜 致
發行者 株式會社 寶文館
印刷者 濱野 英太郎

代表者 大葉 久治
東京市日本橋區室町四丁目五番地八
東京市麴町區紀尾井町三番地

東京印刷株式會社印刷

發行所

東京市日本橋區室町四丁目
振替東京二八〇番

株式會社

寶文館

關西專賣

大阪府西區阿波堀通四丁目
振替大阪四三番

株式會社

大阪寶文館

文學博士 吉田靜致校 文學士 木村伊勢雄著

最新刊 倫理學概説

菊判布裝 定價金貳圓五拾錢
全一冊 送料金拾四錢

本書は文檢受験者並びに初めて倫理學を學ばんとする人々の爲に、斯學の全般に互つての概念的知識を與へることを目的にしたものである。

- 本の特色
- 一、特有の數多き術語を漏す事なく説明してある事。
 - 一、歴史的記述を詳しくした事は他の倫理學書の缺點を補つたものである。而も哲學的根本問題に關しては他書に見られぬ詳細を盡してゐる事。
 - 一、各章の終りに練習問題を掲げて學習者の研學の資料にした事。而もその大部分は校閱者吉田博士の大學に於ける試問として課せられたものなる事。
 - 一、人名、伴名の索引を添へた事

□文學博士 吉田靜致著

道德の原理

菊一判 定價金參圓八拾錢
全一冊 送料金拾四錢

□文學博士 吉田靜致著

倫理學要義

菊一判 定價金四圓八拾錢
全一冊 送料金拾四錢

□文學博士 吉田靜致著

道德の理論と實際

菊一判 定價金四圓八拾錢
全一冊 送料金拾四錢

東京 寶文館 大阪

文學博士 山田孝雄著

最新刊 國體の本義

菊一判 定價金壹圓五拾錢
全一冊 送料金八錢

我が國體の絕對尊嚴が只感情上より信ぜらるゝ從來の蒙を排し、かく有るべき必然の道理を明らかにした憂國の大文字

國家の發展の必然性より我が國體が完全な本質を具象化する點を力説して各國に勝れたるを先づ説き、國家の本質は其の國民性に根ざす事を明かにして我國體は我等國民の本性に根ざし國民の生存する限り奪ふべからざるを明かにす

從來西洋の哲學等に對抗せんが爲往々難解の論をなし居たのを排し抽象論を避けて卑近の説明を以て深遠の理を説く憂國の名著!!

□國民精神作興に關する詔書義解

菊一判 定價金六拾錢
全一冊 送料金八錢

□戊申詔書義解

菊一判 定價金五拾錢
全一冊 送料金六錢

□大日本國體概論

菊一判 定價金五拾錢
全一冊 送料金六錢

東京 寶文館 大阪

東京文理科大学助教授兼
東京高等師範學校教授
萩原 擴著

國際聯盟 離脫に關する 詔 書 演 義

菊判 全一冊
定價金貳圓五拾錢
送料 金拾四錢

最新刊

我が日本は國際聯盟の形式的平和から敢然として脱退した。その理由を世界の視聽の中に獨歩してあり、時は常に非常時に、畏くも聯盟脱退は國の運命に對する重大な決断であらう。我が國の運命は、世界の運命に與つて、國體觀念涵養に甚大の努力を盡されつゝあり、今回此の非常時に際して其の全精力を切磋商磨して全國民に呼掛けられたのである。我が現時の教育も又此の時局に適應したものとみなさねばならない。本書は正に此の核心を衝いて餘す處なし。

世の教育家は勿論、各團體、銀行、會社、各家庭等凡そ日本人として必讀の文字である。是非一本を備へられん事を薦めるものである。

□萩原 擴著 訂改 倫 理 概 論

全一冊 定價金五圓八拾錢
送料 金廿二錢

□萩原 擴著 倫 理 學 綱 要

全一冊 定價金參圓
送料 金拾四錢

東京 寶文館 大 阪

349
834

終